

受理年月日	令和4年10月7日	付託年月日	令和4年10月11日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	4 年 請 願 第 5 号				
件 名	唐人町の暮らしと安全を守ることに付いて				
請 願 者	中央区唐人町一丁目12-1 唐人町の暮らしと安全を守る会 会長 加藤 秀憲 外 396人 (R4.10.7) 811人 (R4.11.28)				
紹介議員	中山[筆頭]、倉元、堀内、綿貫、山口(湧)、荒木、森(あ)、高山				
分割付託	なし				
要 旨	<p>福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例では、建築主の責務として第5条で「建築主等は、中高層建築物等及び特定集合住宅の建築に関し、周辺の居住環境に十分に配慮するとともに、市民の良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない」と定め、またその履行を求めるため第4条で「市は、中高層建築物等及び特定集合住宅の建築に関し、安全で快適な居住環境の保全及び形成が図られるよう指導するとともに、建築紛争が生じたときは、迅速かつ適正な調整に努めなければならない」と市の責任を明確に記しています。</p> <p>今、中央区唐人町では商店街の中に11階建て賃貸マンションの建築計画が突然示され、住民及び商店への丁寧な説明がなされない中、建築主により一方的に計画が進められようとしています。特に心配なのは材料搬入や残土搬出等を午前6時から行うとし、商店街の東側入口を4トン以上のダンプが行き交い、登校する多数の小中学生、高校生の歩行と安全を脅かす計画となっていること、また、コンクリート打設計画は通学路や身体障がい者の通行を遮断する上に、東側から商店街へ来る買物客の出入りを遮断し、ただでさえコロナ禍で売上げが減少し、物価高で疲弊している商店に追い打ちをかける計画となっていることです。</p> <p>しかも、再三にわたり建築計画の説明会をお願いしたにもかかわらず、開催されないうちに、建築主は事前説明したと市へ虚偽の報告をし、建築確認申請を行っています。その上、建築主側は9月28日に建物説明会を開催するとして周辺住民及び商店に案内をしておきながら、実際は工事着手のお知らせだとして工事計画を報告する会を行おうとしました。関係住民からの厳しい指摘により、その中で建築主側は、事前説明をしていないということを市職員も含む多数の参加者の前ではっきり認めました。しかし、反対されても工事はできると開き直った発言をする状況で、住民の不安は一層募るばかりです。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築主は、上記マンション計画を市の条例に従い、まず事前説明を行うとともに、工法については、登校する子どもたちやふくふくプラザを利用する障がい者、高齢者、さらに、ただでさえ売上げ減で苦しんでいる商店の営業に支障がないように配慮した建築計画に変更し、周辺住民の生活環境を壊さないようにすること。 2. 福岡市開発・建築調整課は、同条例を厳守し、安全で快適な居住環境の保全及び形成が図られるよう、建築主を指導、監督すること。 				
審 査 年 月 日	令和 年 月 日	結 果	委員会		
	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		

令和4年10月7日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

請願者

住所 〒810-0063 中央区唐人町1-12-1

氏名

加藤秀憲

外 396人



唐人町の暮らしと安全を守る請願

福岡市議会議長 伊藤嘉人 様

唐人町の暮らしと安全を守る会 ^{会長} 加藤秀憲
福岡市中央区唐人町 1-12-1 (花市場)

【請願要旨】

「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」では、建築主の責務として第5条で「建築主等は、中高層建築物等及び特定集合住宅の建築に関し、周辺の居住環境に十分に配慮するとともに、市民の良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない」と定め、またその履行を求めるため第4条で「市は、中高層建築物等及び特定集合住宅の建築に関し、安全で快適な居住環境の保全及び形成が図られるよう指導するとともに、建築紛争が生じたときは、迅速かつ適正な調整に努めなければならない」と市の責任を明確に記しています。

今、福岡市中央区唐人町では、商店街の中に11階建て賃貸マンション「モダンパラッツォ唐人町II」の建築計画が突然示され、住民及び商店への丁寧な説明がなされない中、建築主の(株)モダンプロジェにより一方的に計画が進められようとしています。特に心配なのは材料搬入や残土搬出等を午前6時から行うとし、商店街の東側入口を4t以上のダンプが行き交い、登校する多数の小中学生、高校生の歩行と安全をおびやかす計画となっていること、またコンクリート打設計画は、通学路や身障者の通行を遮断する上に東側から商店街へ来る買物客の出入りを遮断し、ただでさえコロナ禍で商店の売り上げが減少し、物価高で疲弊している商店に、追い打ちをかける計画となっていることです。

しかも、再三にわたり建築計画の説明会をお願いしたにもかかわらず、開催されないうちに市へ事前説明したという虚偽の報告をし、建築確認申請を行っています。その上、建築主側は9月28日に建物説明会を開催するとして周辺住民及び商店に案内をしておきながら実際は「工事着手のお知らせ」だと、工事計画を報告する会を行なおうとしました。関係住民からの厳し指摘により、その中で建築主側は「事前説明をしていない」ということを市職員も含む多数の参加者の前ではっきり認めました。しかし「反対されても工事はできる」と開き直った発言をする状況で、住民の不安はいつそう募るばかりです。

よって、以下の事項を請願します。

【請願項目】

1. 建築主(株)モダンプロジェは、上記マンション計画を市の条例に従い、まず「事前説明」を行うとともに、工法については、登校する子どもたちや、ふくふくプラザを利用する障がい者・高齢者、さらにただでさえ売り上げ減で苦しんでいる商店の営業に支障がないように配慮した建築計画に変更し、周辺住民の生活環境を壊さないようにすること。
2. 福岡市開発・建築調整課は、同条例を厳守し、安全で快適な居住環境の保全及び形成が図られるよう、建築主を指導・監督すること。

お名前	ご住所
加藤 秀憲	中央区唐人町1-12-1